

当施設は介護保険の指定を受けています。

東京都指定 第1374700092号

当施設はご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果、「要介護」と認定を受けた方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方はご相談下さい。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 慈生会
- (2) 法人所在地 東京都中野区江古田3-15-72
- (3) 電話番号 03-3387-5567
- (4) 代表者氏名 理事長 田代 嘉子
- (5) 設立年月 昭和18年4月1日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
平成12年4月1日指定・東京都1374700092号
建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建て
建物延べ床面積 3,236.63㎡
- (2) 施設の目的 キリストの愛に基づいた特別養護老人ホームの経営
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 聖ヨゼフ老人ホーム
- (4) 施設の所在地 東京都清瀬市梅園 3-14-72
- (5) 電話番号 042-493-7014
- (6) 施設長(管理者)氏名 西山 悦子
- (7) 当施設の運営方針
社会福祉法人慈生会聖ヨゼフ老人ホームは、創立者ヨゼフ・フロジャク師の遺志を継ぎ、キリストの福音を精神的な基盤として創設され、その精神に基づいて運営されます。聖ヨゼフ老人ホームの施設サービスは、ご利用者及びそのご家族等の方々が日常生活の中で心身両面の援助を受けて、神の恵みのもとで明るく生きていただくことを目的としています。事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかります。
- (8) 開設年月 昭和49年7月1日
- (9) 入所定員 100人

3. 施設設備の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は個室と4人部屋の設定となっています。空室を選んでいただく事ができますが、ご利用者の心身の状況等により、ご希望に添えない場合もあります。

居室・設備の種類	室数	備考
従来型個室	36室	14.06 m ² (1人部屋)
従来型多床室	17室	36.77m ² (4人部屋)
合計	53室	
食堂	2室	機能回復訓練室を兼用
機能回復訓練室	1室	
浴室	4室	一般浴槽、機械浴槽、特殊浴槽
医務室	1室	
静養室	1室	

☆居室備品について

ベッド、タンス、小テーブル、スタンド、ナースコール（見守り機器）が用意されています。居室内にポータブルトイレもご用意できます。テレビの持ち込みは可能です。（テレビ台はご用意いただく場合があります。）

☆居室の変更

ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

(2) 居室について

当施設では従来型多床室と従来型個室があり、それぞれの居室の特徴は以下の通りです。

従来型多床室

介護保険基準による4名部屋で、生活空間を共同利用する居室です。

従来型個室

介護保険基準に基づく独立した個室で、私的空間と生活の安全性を確保した居室です。

(2) 従来型個室のご利用について

当施設の従来型個室においては、ご利用者の安全確保および生活の質向上を目的として、以下の設備を設置しています。

- ・居室内 Wi-Fi 設備
- ・見守り機器
- ・照明、空調設備
- ・衛星環境を維持するための機器・消耗品 など

- (3) 私的家電の使用については、多床室と個室ともに実費相当を自己負担していただきます。
 事前に使用についてご相談いただき、使用方法と費用負担についてご説明と同意を得てから
 使用いただく事となります。

家電費用負担	日額 50円 (=月額 1,500円相当)
Wi-Fi 費用負担 (個室のみ)	月額 500円

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※併設の短期入所生活介護と兼務

職種	指定基準
施設長 (管理者)	1名
介護職員	32名
生活相談員	1名以上
看護職員	3名
機能訓練指導員	1名以上
介護支援専門員	1名以上
医師	必要数
管理栄養士	1名以上

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
医師	月・木 (午前10時～12時)
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 07：00～09：00 9名 日中： 09：00～18：00 9名 夜間： 18：00～07：00 4名
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 09：00～18：00 2名
機能訓練指導員	週5日 09：00～18：00 1名

変動する場合があります。土日は上記と異なります。

5. サービスの概要

- ①居室の提供
- ②食事および栄養管理

当施設では、ご利用者の状態に応じた栄養管理を計画的に実施しています。

また、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

【食事時間】

朝食：7：30～8：30 昼食：11：35～13：00 夕食：17：00～18：30

③入浴

入浴又は清拭を週2回行います。

寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

機能訓練指導員を中心として、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

医師や看護職員が、健康管理を行います。

年1回健康診断を実施しています。

⑦その他自立への支援

寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

生活のリズムを考え、ご本人の負担を配慮しながら毎朝夕の着替えを行います。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

口腔衛生の管理体制を整備し、口腔の健康の保持を図ります。

⑧看取りへの支援

最期まで尊厳ある生活を送るため「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った、指針を整備し看取り援助を行います。

⑨主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容
1月	お正月(おせち料理をいただき、新年をお祝いします。)
2月	節分(施設内で豆まきを行います)
3月	ひなまつり(おひなさまを飾ります)
4月	お花見(近くの公園等の桜を見に行きます) 復活のごミサ(復活の日にごミサを行ないます)
5月	端午の節句(こいのぼりを飾ります)
6月	27日 慈生会創立記念日(行事食の提供)
7月	七夕(願い事を短冊に託し、笹に飾ります) 納涼大会(盆踊りと屋台で夏の夕べを過ごします。地域交流行事)

8月	15日 聖母被昇天ミサ
9月	敬老の日 敬老の集い(長寿を祝う式典を行ないます)
11月	ふれあいバザー(バザーとフリーマーケットを楽しみます。地域交流行事)
12月	クリスマスミサ、クリスマス会

⑩余暇活動

レクリエーション、喫茶等を企画し実施いたします。

*喫茶企画（ケーキ、コーヒー代等）では実費相当を頂きます。

6. 利用料金およびお支払い方法（契約書第6条参照）

別紙料金表によるご利用者の要介護度に応じたサービス利用の自己負担額と居室・食事に係る自己負担額および契約書第4条（介護保険の基準外サービス）に係る利用料金の合計金額をお支払い下さい。

施設利用料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求させていただきます。

指定日までに聖ヨゼフ老人ホームと決定した支払方法でお支払いください。

*1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

- | |
|-------------------|
| ア. 金融機関口座からの引き落とし |
| イ. 指定金融機関への振込み |
| ウ. 施設窓口での支払い |

7. 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療を義務づけるものでもありません）

①協力医療機関

医療機関の名称	ベトレヘムの園病院
所在地	清瀬市梅園 3-14-72
診療科	内科、整形外科、皮膚科、耳鼻咽喉科
往診日	週2日（月曜日 木曜日）
往診内容	回診、処方、病状説明等

・緊急に受診が必要な際は、ホームの職員が付添い、他院に通院します。定期的な受診の場合は、ご家族に通院の付き添いをお願いすることがありますのでご了承ください。

・入院治療が必要な場合は、協力医療機関と相談の上対応します。

今までかかりつけ医がおり、その医師又は医療機関の受診を希望される場合は、必ずホーム

の医師にご相談ください。

- ・ホーム内で行なえる医療、行なえない医療

ホームで行える医療

①吸引器を使用した吸引

頻回に吸引が必要な方は入所をお断りしています。

②胃ろう経管栄養

看護師の勤務時間内に限られますので、1日2回の滴下となります。

③軽微な皮膚疾患の処置、擦過傷等の医療処置

④ストマ（人工肛門）の管理

⑤バルーンカテーテル（導尿）の管理

⑥在宅酸素の管理

ホームでは行えない医療

①点滴

②鼻腔経管栄養（管の管理が困難なため）

③中心静脈栄養（管の管理が困難なため）

④インシュリン注射（日中しか看護師が勤務していないため）

⑤気管切開の対応

⑥睡眠時無呼吸症候群への対応

⑦人工透析の対応

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	たなかデンタルクリニック
所在地	小金井市梶野町 2-6-50
医療機関の名称	信宅ビル歯科医院
所在地	清瀬市松山 1-4-3 信宅ビル4階
医療機関の名称	日本歯科大学口腔リハビリテーション 多摩クリニック
所在地	小金井市東町 4-44-19
医療機関の名称	とりつかせい歯科医院
所在地	中野区鷺宮 1-27-8

8. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、継続してサービスを利用することができますが、以下の事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。（契約書第15条参照）

- ①要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立または要支援と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑤ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい）

(1) ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。

その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、またはハラスメントなどの著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他のご利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、またはハラスメントなどの著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護医療院に入院した場合

(3) ご利用者が病院等に入院された場合の対応について (契約書第20条)

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

1ヵ月につき6日以内(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊)の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。(詳細は別紙料金表を参照)

②上記の場合で、3ヶ月以内に退院された場合

3ヶ月を超える入院が見込まれていたにもかかわらず、実際には3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、所定の利用料金をご負担いただきます。(詳細は別紙料金表を参照)

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。なお、ご利用者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意していただき、実際に活用させていただいた場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3)円滑な退所のための援助 (契約書第19条参照)

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

ご利用者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として所定の金額(介護保険から給付される費用の一部)をご負担いただく場合があります。

9. 残置物引取人 (契約書第22条参照)

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品(残置物)をご利用者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。(契約書第22条参照)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しに

かかる費用については、ご利用者または残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

10. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の2つの専用窓口で受け付けます。

A 施設苦情受付窓口

担当者：妙圓 晃（副施設長兼主任生活相談員）

受付時間：10：00～17：00 電話番号（平日） 042-493-7014

B 第三者委員 2名（社会福祉士・精神保健福祉士）

専用の苦情受付ボックスを事務所横カウンターに設置しています。

（2）その他

事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に申し立てることができます。

清瀬市役所 高齢支援担当課 (清瀬市が保険者の方)	所在地 清瀬市中里 5-842 電話番号 042-492-1111 (代) 受付時間 09：00～17：00 (月～金)
国民健康保険団体連合会	所在地 千代田区飯田橋 3-5-1 電話番号・FAX 03-6238-0177 受付時間 09：00～17：00 (月～金)
東京都社会福祉協議会	所在地 新宿区神楽河岸 1-1 電話番号・FAX 03-3268-7171 (代) 受付時間 09：00～17：00 (月～金)

11. 感染症や非常時災害対策および業務継続計画について

当施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、委員会や指針、研修、訓練等を整備するなど措置を講じます。

また、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ BCP（事業継続計画）、防災計画を作成します。

防災計画に基づき、消火、避難その他訓練（入所者及び従業員が参加）を実施し、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

12. 感染症対策（衛生管理等）について

当施設では、感染症又は食中毒が発生した時、又はまん延しないよう、委員会や指針、研修、訓練を整備するなど措置を講じます。

また、上記のほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います。

13. 事故発生の防止及び発生時の対応について

当施設において、サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族等、区市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

また、事故の発生又は再発を防止するために、安全対策担当者の設置及び事故対策委員会を設置し、指針の整備、改善策を従業員に周知徹底する体制の整備をするとともに、研修を定期的の実施いたします。

14. 虐待防止のための対応について

当施設では、ご利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会や指針作成、研修会開催などを整備するなどの措置を講じます。

また、措置を適切に実施するために、担当者を設置します。

サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（ご利用者のご家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

15. 身体拘束適正化のための対応について

当施設では、ご利用者または他のご利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）は行いません。身体拘束等を行う場合には、別に定める手続きに基づいてその態様および時間、その際のご利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録し、保存します。

身体的拘束等の適正化を図るため、委員会や指針作成、研修会開催などシステムを整備する措置を講じます。

16. 認知症への対応力向上に向けての取り組みについて

当施設では、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現するために、介護に直接かかわる職員のうち医療・福祉の資格を有さないものについては、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。

17. 職場環境の改善に向けた取組について

当施設では、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

18. 個人情報の保護

事業者は、契約者の個人情報について、「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、且つ事業者の内部規程「個人情報保護規程」の定めに従い、次の通り適切に対処します。

- (1) 事業者は、契約者から予め文書で同意を得ない限り、外部関係者等との会議等において契約者の個人情報を用いません。また契約者のご家族等の個人情報についても、予め同意を得ない限り、外部関係者等との会議等で契約者のご家族等の個人情報を用いません。
- (2) 事業者は、契約者又はそのご家族等に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもののほか電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意義務をもって管理し、又は処分の際にも第三者への遺漏を防止するものとします。
- (3) 事業者が管理する情報について、契約者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料等が必要な場合は契約者のご負担となります）

19. 第三者評価の実施状況

当施設では、福祉サービスの質の向上および透明性の確保を目的として、第三者評価を定期的に受審しています。直近の受審状況については、施設内掲示および東京都福祉ナビゲーション（福祉サービス第三者評価）において評価結果を公表し、ご利用者およびご家族が閲覧できるようにしています。なお、評価結果については、サービス内容の改善および質の向上に活用しています。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 聖ヨゼフ老人ホーム

説明者 職名 _____ 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

住所 _____

氏名 _____

署名代行者

私は、ご利用者の意見を確認したうえ、上記署名を代行しました。

住所 _____

氏名 _____

ご利用者との関係 [_____]

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建て
(2) 建物の延べ床面積 3,236.63 m²
(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

<短期生活介護> 聖ヨゼフ老人ホーム

平成12年4月1日指定 東京都 第1374700282号

定員 4名

<養護老人ホーム> 聖家族ホーム

定員 60名

(4) 施設の周辺環境

緑陰通りと言われ、緑が豊かな環境にあります。平屋である事から利用者の居室からも緑を望むことができる環境です。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員……………ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名以上の職員を配置しています。

生活相談員……………ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名以上の生活指導員を配置しています。

看護職員……………主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。3名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご利用者の機能訓練を担当します。1名以上の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員…ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。1名以上の介護支援専門員を配置しています。

医師……………ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。1名以上の医師を配置しています。

【重要事項説明書 別紙1 利用料金について】

2026年4月1日改定

1. 基本利用料について

※一日当たり費用=単位数×10.68円

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	589	659	732	802	871
一日当たり費用※	6,290	7,038	7,817	8,565	9,302
自己負担分(1割)	629	703	781	856	930
自己負担分(2割)	1,258	1,406	1,562	1,712	1,860
自己負担分(3割)	1,887	2,109	2,343	2,568	2,790

2. 加算利用料について

*全要介護度共通

	加算項目	単位数	1か月(30日で試算)の費用 (左記×30×10.68円)	自己負担分 (1割)	自己負担分 (2割)	
基本 加算	日常生活継続支援加算	36 (/日)	11,534円	1,153円	2,306円	
	夜勤職員配置加算	16 (/日)	5,126円	512円	1,024円	
	看護体制加算(Ⅰ)	4 (/日)	1,281円	128円	256円	
	看護体制加算(Ⅱ)	8 (/日)	2,563円	256円	512円	
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	12 (/日)	3,844円	384円	768円	
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	20 (/月)	*213円	21円	42円	
	精神科医療養指導加算	5 (/日)	1,602円	160円	320円	
	介護職員等処遇改善加算	1か月につき所定単位 (基本利用料+加算利用料)×0.14			左記の1割	左記の2割
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 (<u>月</u>)	*106円	11円	22円	
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50 (<u>月</u>)	*534円	53円	106円	
	ADL維持加算(Ⅰ)	30 (<u>月</u>)	*320円	32円	64円	
	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13 (<u>月</u>)	*138円	13円	26円	
	栄養マネジメント強化加算	11 (/日)	3,524円	352円	704円	
	協力医療機関連携加算	50 (<u>月</u>)	*534円	53円	106円	
初期加算	30 (/日)	9,612円	961円	1,922円		
外泊時加算 *1か月に6日を限度	246 (/日)	*6日で試算 15,763円	1,576円	3,152円		
療養食加算	6 (<u>回</u>)	*1日3回で試算	576円	1,152円		

			5,767 円		
経口移行加算	28 (/日)		8,971 円	897 円	1,794 円
経口維持加算 (I)	400 (/月)		* 4,272 (/月)	427 円	854 円
経口維持加算 (II)	100 (/月)		* 1,068 (/月)	106 円	212 円
看取り介護加算 (1) (死亡日)	1,280 (/日)		13,670 円	1,367 円	2,734 円
看取り介護加算 (2) (死亡日前日及び前々日)	680 (/日)		* 2 日で試算 14,524 円	1,452 円	2,904 円
看取り介護加算 (3) (死亡日以前 4 日以上 30 日以下)	144 (/日)		* 27 日で試算 41,523 円	4,152 円	8,304 円
看取り介護加算 (4) (死亡日以前 31 日以上 45 日以下)	72 (/日)		* 15 日で試算 11,534 円	1,153 円	2,306 円
自立支援促進加算	300 (/月)		* 3,204 円	320 円	640 円
排泄支援加算 (I)	10 (/月)		* 106 円	10 円	20 円
排泄支援加算 (II)	15 (/月)		* 160 円	16 円	32 円
排泄支援加算 (III)	20 (/月)		* 213 円	21 円	42 円
口腔衛生管理加算	110 (/月)		* 1,174 円	117 円	234 円
再入所時栄養連携加算	400 (/月)		* 4,272 円	427 円	854 円
個別機能訓練加算 (III)	20 (/月)		* 213 円	21 円	42 円
退所時情報提供加算	250 (回)		* 2,670 円	267 円	534 円

3. 一日当たり食費、居住費について

	第 4 段階	第 3 段階 ②	第 3 段階 ①	第 2 段階	第 1 段階
食事サービス費	1,445 円	1,360 円	650 円	390 円	300 円
居住費 従来型多床室	915 円	430 円	430 円	430 円	0
居住費 従来型個室	1,231 円	880 円	880 円	480 円	380 円

* 私的家電等使用における自己負担について

家電費用負担	日額 50 円 (月額 1,500 円相当)
Wi-Fi 費用負担	月額 500 円 (個室のみ)

4. 介護保険外サービスの自己負担費用

実費相当の費用をご負担していただきます。

買い物代行	500 円 1 回
外出援助	500 円 1 回

【重要事項説明書 別紙2 聖ヨゼフ老人ホームの医療方針について】

1. 聖ヨゼフ老人ホームの医療に対する考え方

聖ヨゼフ老人ホームは生活施設（介護老人福祉施設）です。医療施設ではありません。そのため施設内での医療行為はごく限られた内容になります。

利用者の日々の生活を優先しますので、医療に重点を置くことはしません。施設利用の際はぜひこの点をご了解ください。

今後は聖ヨゼフ老人ホームの医師が主治医となります。

2. 聖ヨゼフ老人ホームの医療体制

○ 医師

協力病院のベトレヘムの園病院より、下記の内容で医師が派遣されます。

日時	週 2 日（月曜、木曜）
科目	内科
内容	回診、処方、病状説明等

○ 看護師

医師の指示による処置や検温、与薬等の健康管理を行ないます。

3. 協力医療機関

ベトレヘムの園病院が協力医療機関となります。緊急に受診が必要な際は、ホームの職員が付添い、他院に通院します。定期的な受診の場合は、ご家族に通院の付き添いをお願いすることがありますのでご了承ください。

入院治療が必要な場合は、協力医療機関と相談の上対応します。今までかかりつけ医がおり、その医師又は医療機関の受診を希望される場合は、必ずホームの医師にご相談ください。

4. ホーム内で行なえる医療、行なえない医療

ホーム内で行なえる医療は、原則として医師または医師の指示を受けた看護師の勤務時間内（日中のみ）に限られます。介護職員は、法律で定められた者が医師及び看護師の指示のもとで、口腔からの痰の吸引、及び胃ろうの対応のみ行なうことができますが、他の医療行為を行なうことはできません。

(ホームで出来る内容)

*吸引器を使用した吸引

看護師又は吸引資格を持った介護職員が対応しますが、頻回に吸引が必要な方は入所をお断りしています。

*胃ろう経管栄養

ただし看護師の勤務時間内に限られますので、1日2回の滴下となります。

*軽微な褥瘡の処置、擦過傷等の医療処置

*ストマ（人工肛門）の管理

*バルーンカテーテル（導尿）の管理

*在宅酸素の管理

(ホームでは出来ないこと)

*点滴

*鼻腔経管栄養（管の管理が困難なため）

*中心静脈栄養（管の管理が困難なため）

*インシュリン注射（日中しか看護師が勤務していないため）

*気管切開の方への対応

*睡眠時無呼吸症候群への対応

*人工透析の対応

聖ヨゼフ老人ホームの医療方針に同意しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____

家族等氏名 _____ (続柄 _____)

【重要事項説明書 別紙3 利用者情報の開示】

利用者の介護記録等の開示を希望される際は、この申請書に必要事項をご記入の上、生活相談員に提出してください。申請は利用者本人または契約者に限ります。

情報開示申請書

聖ヨゼフ老人ホーム施設長 殿

令和 年 月 日

申請者氏名 _____ 印 (1. 本人 2. 契約者)

【情報開示を希望する事項】

【理由】

【備考】